

○下関市建設工事共同企業体取扱要綱

平成17年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市が発注する建設工事に係る共同企業体の基本的要件、競争入札参加資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の結成)

第2条 下関市が発注する大規模又は特殊なものと認められる建設工事を共同請負により施工することが適当であると判断される工事（以下「市工事」という。）については、その都度次条に定める共同企業体により施工させるものとする。

(共同企業体の基本的要件)

第3条 市工事を受注する共同企業体は、次に該当するものでなければならない。

- (1) 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、市工事に係る競争入札参加資格を有するものであること。
- (2) 共同企業体の構成は、下関市内に主たる営業所を有する建設業者の受注機会を増進させ、かつ、市工事について円滑、適切な施工が確保できるものであること。ただし、特殊なもので工期的に急を要し、かつ、高度な技術、能力を必要と認めるときは、主たる営業所を下関市外に有する建設業者のみで構成することができる。
- (3) 共同企業体の形態は、共同施工方式とし、原則として各構成員が対等の立場で一体となって施工するものであること。ただし、工事の施工上特に必要と認めるときは、業種別の分担方式によることができる。
- (4) 構成員は、同一工事で2以上の共同企業体の構成員となることはできないものであること。

(市工事の競争入札公告等)

第4条 市工事に係る競争入札については、原則として条件付き一般競争入札により実施するものとする。

2 前項の競争入札に参加しようとする業者は、任意に共同企業体を結成し、下関市工事等一般競争入札実施要領（平成17年2月13日制定）（以下「入札実施要領」という。）に定める入札参加資格確認申請書に工事共同企業体協定書（別記様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(共同企業体の入札資格審査)

第5条 市長は、前条の規定により入札参加資格確認申請書の提出があったときは、共同

企業体の各構成員について適格性の審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果適格と認めたときは、その旨を入札実施要領に定める入札参加資格確認通知書により当該共同企業体の代表者に通知する。

(共同企業体の契約不適合責任)

第6条 市工事に係る契約の相手方となった共同企業体の存続期間満了後において、当該工事につき、契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、下関市共同企業体取扱要綱（昭和53年12月1日下関市制定）、豊浦町特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成8年豊浦町告示第2号）又は豊北町特定建設工事共同企業体取扱要領の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。